

大阪市告示第1177号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年8月30日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 北スポーツセンター 第1体育館	令和6年9月2日（月）	午後0時30分から 午後8時50分まで
	令和6年9月9日（月）	
	令和6年9月30日（月）	
大阪市立 北スポーツセンター 第2体育館	令和6年9月2日（月）	午後0時30分から 午後7時まで
	令和6年9月9日（月）	
	令和6年9月30日（月）	
大阪市立 北スポーツセンター 多目的室	令和6年9月2日（月）	午後1時50分から 午後7時まで
	令和6年9月9日（月）	
	令和6年9月30日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）